

保険薬局における調剤過誤発生時の対応について

当院発行の処方箋について調剤過誤が発生した場合は、軽微なものも含め原則すべて調剤過誤報告書を提出すること。

調剤過誤報告書は、患者及び処方医への対応、問題解決がすべて終了してから薬剤部長(宛名は事業管理者とする)にファックス又は直接持参して提出すること。

過誤内容のレベルによる対応について

過誤のレベル分類

- レベル 0 「患者へ投与されなかった」
- レベル 1 「患者に投与されたが変化はなかった」
- レベル 2 「治療の必要はなかった」
- レベル 3a 「簡単な処置や治療を要した」

・レベル 0

過誤内容を処方医に報告し、医師の見解を確認する。

確認方法:過誤内容を記載した報告書(書式は疑義照会票を使用)を薬剤部へファックスし処方医の見解の確認を依頼する。(事前連絡は不要)

・レベル 1～2

処方医へ報告・事情説明及び謝罪をする。処方医の許可があれば、疑義照会票を使用した処方医の見解確認は可能とするが、その場合は薬剤部へのファックス送付前に電話連絡にて処方医の許可を得ていることを連絡すること。

・レベル 3a 以上

レベル 1～2の対応と同じとするが、重大なアクシデントや処方医の対応を要する過誤は、先に薬剤部長・薬局長に相談し、対応方法について指示をうけること。

島田市立総合医療センター

薬剤部

2022年9月27日